

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. サプライチェーン全体の可視化・最適化、コミュニケーションの効率化
ICT重機を利用し、ICT重機から得られるデータ・情報を、迅速に共有することで、現場の生産性向上と施工品質の確保に取り組みます。
- b. IT実装支援（情報のデジタル化）
SNSやメール等のデジタルツールを活用して現場写真や図面を迅速に共有し、協力会社との連絡・報告業務の効率化と事務負担の軽減を図ります。
- c. BCP/事業継続（災害時の体制構築）
・災害発生時における事業継続体制の強化に向け、取引先と連携し、地域インフラを支える建設業として迅速な復旧対応が可能となる体制づくりに取り組みます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

2026年4月9日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社井田組

代表取締役 井田 誠

企業名

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。